

県外から 移住される方の 定住を応援！



3つの移住支援制度

1 県外移住引越支援金

申請のタイミング

住民となった日から 60 日以内
※令和 2 年 4 月 1 日以降に大仙市の住民になった方が対象

支援金の額

運送業者に支払った引越代金の 3 分の 1 に相当する額で、最大 3 万円



2 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金

申請のタイミング

移住する前か、大仙市の住民となった日から 60 日以内
※補助対象者の決定後に補助金の申請を行う必要があります

補助金の額

補助対象経費 2 分の 1 で、月額 2 万円以内を最大 12 カ月分
(空き家バンク登録物件は 3 分の 2 で、月額 3 万円以内)



3 移住者住宅取得支援事業補助金

申請のタイミング

移住する前か、大仙市の住民となった日が属する年度とその翌年度
※新築や住宅購入の契約を行う前に補助金を申請する必要があります

補助金の額

住宅取得経費の 5 分の 1 で、最大 120 万円
(空き家バンク登録物件は 3 分の 1)



申請前に、大仙市移住定住促進課にお問い合わせください

対象者要件や補助対象経費など、ご説明いたします。

お問い合わせ



大仙市役所 移住定住促進課

〒014-8601

秋田県大仙市大曲花園町 1 番 1 号

☎ 0187-63-1111 (内線 238)

✉ iju@city.daisen.lg.jp

HP <https://www.city.daisen.lg.jp/>

制度の詳細は、
大仙市ホーム
ページでもご覧
いただけます！



大仙市移住支援制度概要 【令和3年4月1日から】

	(1) 県外移住引越支援金	(2) 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金		(3) 住宅取得支援事業補助金
事業概要	大仙市に移住し、定住しようとする方に対して支援金を交付することで、大仙市への定住を支援する	大仙市に移住し、定住しようとする若者・子育て世帯に対して住宅の確保に係る経費を支援することにより、大仙市への定住を促進する		大仙市に移住し、定住しようとする方に対し、住宅の確保に係る経費等を支援することにより、大仙市への定住を促進する
対象経費等	前住所地（住民票に記載されている住所）から家具等生活用品を運び入れるため運送業者に支払った引越代金 ※市の住民となった日から起算して60日前から60日後までに支払った引越代金が対象 ※税抜き価格を対象とする	以下に記載する①から②を差し引いた額 （交付決定日から年度末までに支払った金額） ①アパートなどの賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く） ②住宅手当等		建売住宅を含む新築住宅の取得経費または、中古住宅の取得経費 ※住居部分のみを対象とする ※税抜き価格を対象とする
補助率等	3分の1	民間賃貸住宅は2分の1	空き家バンク登録物件は3分の2	5分の1 空き家バンク登録物件は3分の1
補助上限等	3万円以内	アパート等民間賃貸住宅は月額2万円以内（最大12ヶ月）	空き家バンク登録物件は月額3万円以内（最大12ヶ月）	最大120万円 （補助上限額を50万円とし、【別紙3】に記載されている要件により20万円～70万円を補助上限額に加算）
対象者	県外から移住し、【別紙1】に記載されている要件を満たす方	県外から移住し、【別紙1】に記載されている要件を満たす方		県外から移住し、【別紙1】に記載されている要件を満たす方
事業実施期間	なし	補助対象者の決定通知があった日の属する年度 または、翌年度に実施する事業に限る		大仙市に住民登録をする前 または、市の住民となった日の属する年度から2年度以内
補助対象者申請	なし	大仙市に住民登録をする前 または、市の住民となった日から60日以内に補助対象者申請を行う ※補助金の交付申請を行う前に補助対象者申請が必要		なし
補助金交付申請	市の住民となった日から60日以内	補助対象者の決定の通知があった日の属する年度又は翌年度に実施する事業に限る		大仙市に住民登録をする前 または、市の住民となった日の属する年度から2年度以内 ※住宅購入等の契約前に補助金交付申請が必要
事業の実績報告	なし	事業が完了した日から30日以内 または、補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで実績報告を提出		事業が完了した日から30日以内 または、補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで実績報告を提出
その他条件	県外からの移住者に限る 令和2年4月1日以降に市の住民となった方 1世帯に対し1回限り支援金を交付 支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる 要件を満たさなくなった場合等、支援金の返還あり	県外からの移住者に限る 1世帯最大12ヶ月分を上限として1回限り補助金を交付 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる 補助対象決定を受けた方のうち、大仙市に住民登録をしていない方は、決定の日から1年以内に住民登録をすること 要件を満たさなくなった場合等、補助金の返還あり（同居する子どもが進学や就職等により市外に転出する場合は、この限りではない）		県外からの移住者に限る 1世帯に対し1回限り補助金を交付 同一世帯員と共同取得する場合は、申請者の持分が2分の1以上であること 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる 補助金の交付決定を受けた者のうち、大仙市に住民登録をしていない方は、実績報告の日までに住民登録を行うこと 要件を満たさなくなった場合等、補助金の返還あり 平成31年度に補助対象者の決定を受けた方は、補助対象者決定を受けた年度の実績報告に基づき、補助金を交付する 市内の事業所の有無については、登記簿謄本で確認する

【別紙1】

◆大仙市移住支援制度補助対象者の要件

補助対象者の要件		(1) 県外移住引越支援金	(2) 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金	(3) 住宅取得支援事業補助金
①	令和2年4月1日以降に大仙市の住民となった方	○	—	—
②	市民だった方が市外に転出し、連続して5年以上市外で生活した後、再び県外から本市に住民登録する方 または、市外出身者であって新たに県外から本市に住民登録する方	○	○(※)	○
③	補助金交付申請を行う日 または、市の住民となった日のいずれか早い日の直前に連続して1年以上、県外に住民登録している方	—	—	○
	補助対象申請を行う日 または、市の住民となった日のいずれか早い日の直前に連続して1年以上、県外に住民登録している方	—	○(※)	—
	市の住民となる直前に連続して1年以上、県外に住民登録している方	○	—	—
④	本市に住民登録した後、本市に5年以上居住することを誓約できる方	○	○(※)	○
⑤	福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと	○	○(※)	○
⑥	就学のために転入する方でないこと	○	○(※)	○
⑦	市税の滞納がない方	○	○(※)	○
⑧	生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと	○	○(※)	○
⑨	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方でないこと	○(※)	○(※)	○(※)
⑩	大仙市結婚新生活支援事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと	○	○(※)	○
⑪	秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと	○	○(※)	○
⑫	外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方	○	○(※)	○
⑬	補助対象者申請を行う時点で、それぞれの年齢が40歳以下の同居する夫婦世帯であること	—	⑬ または ⑭ どちらかの要件を満たすこと	—
⑭	補助対象者申請を行う時点で、中学生以下の方と生計を一にし、かつ、同居していること	—	⑬ または ⑭ どちらかの要件を満たすこと	—
⑮	その他市長が交付対象者として不適当と認めた方でないこと	○	○(※)	○

○：要件に該当すること、※：補助対象者申請を行う日において、中学生以下の子どもを除く世帯員全員が満たす必要がある要件

【別紙2】

◆大仙市移住支援制度の申請に必要な書類について

各制度共通の添付書		(1) 県外移住引越支援金	(2) 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金	(3) 住宅取得支援事業補助金
①	暴力団員等でない旨の誓約書	○	○	○
②	住民票	○	○ (世帯全員分)	○ (補助上限を加算する場合は、世帯全員分)
③	5年間大仙市に居住していなかったことを証明する書類 (住民票や戸籍の附票など)	○	○(※1)	○(※2)
④	各制度の基準日の直前に連続して1年以上、県外に住民登録していたことを証明する書類 (住民票や戸籍の附票など)	○	○(※1)	○(※2)
⑤	申請者の市税の滞納がないことを証する書類 (住民税の納税証明書や非課税証明書など)	○	○(※1)	○(※2)
⑥	補助事業等内訳書	○	○	○
⑦	外国人移住者については在留カードの写し(表・裏)	○	○(※1)	○(※2)
⑧	その他、市長が必要と認める書類	○	○	○

○：添付書類については、申請日前3ヶ月以内に取得している書類に限る

※1：中学生以下の子どもを除く世帯全員分

※2：補助上限を加算する場合は、中学生以下の子どもを除く世帯全員分

(1) 県外移住引越支援金の添付書類

①	引越代金の金額が確認できるものの写し (市の住民となった日から起算して60日前から60日後に支払ったもの)
②	勤務先の引越手当が確認できる書類

(2) 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金の添付書類

①	賃貸借契約書の写し (補助対象者決定後の補助金交付申請時に必要)
②	勤務先の住宅手当が確認できる書類 (補助対象者決定後の補助金交付申請時に必要)

(3) 移住宅取得支援事業補助金の添付書類

①	住宅の新築又は購入に係る見積書(補助対象経費が明記されているもの)
②	住宅の位置図、配置図及び各階の平面図
③	請負業者の登記簿本又は請負人の住民票 (市内業者等の活用により補助上限を加算する場合)

◆補助金等の返還について

補助金等の交付後、補助金対象者要件を満たさなくなった場合、又は補助対象事業が補助要件を満たさないことが分かった場合は、次のとおり補助金を返還していただきます。

ただし、若者・子育て世帯家賃支援事業補助金については、同居する子どもが進学や就職等により市外に転出する場合を除きます。

1) 各制度共通の返還の要件

- ・虚偽の申請が明らかになった場合 全額返還
- ・その他重大な事由が明らかになった場合は協議の上、返還を命ずる

2) 住宅取得支援事業補助金、移住者向け若者・子育て世帯家賃支援事業補助金の返還の要件

- ・本市の住民となった日から起算して3年未満で転出した場合 全額返還
- ・本市の住民となった日から起算して3年以上5年未満で転出した場合 半額返還

3) 県外移住引越支援金の返還の要件

- ・本市の住民となった日から起算して5年未満で転出した場合 全額返還

【別紙3】

◆大仙市移住者住宅取得支援事業補助金の補助上限額

基本	補助対象経費に 5分の1 （空き家バンク登録物件は 3分の1 ）を乗じて得た額とし、 50万円を限度 する。
加算 ①	補助金交付申請を行う時点で、夫婦双方が補助対象者の要件を満たす県外からの移住者であり、かつ、双方の年齢が40歳以下の同居する夫婦世帯 または、中学生以下の者と生計を一にし、かつ、同居している世帯に限り、補助金の 限度額に50万円を加算 する。
加算 ②	建売住宅を含む新築物件を取得する場合において、市内に事業所を有する法人 または、市の住民基本台帳に記録されている者が請負人となって施工する場合に限り、補助金の 限度額に20万円を加算 する。（市内の事業所の有無については、登記簿謄本で確認する。）

◆移住支援制度の申請の流れ

(1) 県外移住引越支援金	
①	大仙市に引っ越し
②	運送業者に引越代金を支払う（③の後でも可）
③	転入届を提出
④	支援金交付申請書と添付書類を移住定住促進課に提出 （支援金の申請は、市の住民となった日から60日以内）
⑤	移住定住促進課で申請書等を審査し、交付決定兼確定通知を申請者に送付
⑥	請求書を移住定住促進課に提出
⑦	支援金の支払い

(2) 若者・子育て世帯家賃支援事業補助金	
①	補助対象者申請書と添付書類を移住定住促進課に提出 （大仙市に転入する前又は市の住民となった日から60日以内）
②	移住定住促進課で補助対象者申請書等を審査し、補助対象者決定通知書を申請者に送付
③	補助金交付申請書と添付書類を移住定住促進課に提出
④	移住定住促進課で申請書等を審査し、補助金の交付決定通知書を申請者に送付 （補助金交付申請は補助対象者の決定の通知があった日の属する年度又は翌年度に申請）
⑤	家賃の支払い
⑥	実績報告書と必要書類（①支払った家賃の金額がわかるもの、②住宅手当が確認できる書類）を移住定住促進課に提出
⑦	移住定住促進課で実績報告書を審査し、補助金の額の確定通知書を申請者に送付
⑧	請求書を移住定住促進課に提出
⑨	補助金の支払い

(3) 住宅取得支援事業補助金	
①	補助金の交付申請書と添付書類を移住定住促進課に提出 （補助金交付申請は、移住する前又は市の住民となった日の属する年度から2年度以内）
②	移住定住促進課で申請書等を審査し、補助金の交付決定通知書を申請者に送付
③	新築の契約又は住宅購入の契約を行う ※必ず交付決定日以降に契約を行ってください
④	住宅引渡と登記の取得
⑤	実績報告書と必要書類（①契約書の写し、②大仙市の住民票、③登記事項証明書、④領収書の写し、⑤事業の実施内容がわかる写真）を移住定住促進課に提出
⑥	移住定住促進課で実績報告書を審査し、補助金の額の確定通知書を申請者に送付
⑦	請求書を移住定住促進課に提出
⑧	補助金の支払い